

医療法人純正会 グループホーム サンハウス荒子 入居利用契約書

契約者 _____ 様（以下「甲」という。）と事業者 医療法人純正会 グループホーム サンハウス荒子（以下「乙」という。）とは、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「共同生活介護サービス」という。）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

乙は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、共同生活介護サービスを提供します。

2 甲は、契約の解除又は終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（身元引受人）

甲の身元引受人は、この契約に基づく甲の権利行使を代理して行うことができ、また甲の乙に対する一切の債務について、甲と連帯して履行する責任を負います。

2 身元引受人は、乙に対し、甲が本契約上負担する一切の債務を極度額180万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

第3条（介護サービス計画の決定・作成）

乙は、乙に属する計画作成担当者に、甲のための介護サービス計画（以下「介護計画」という。）を作成する業務を担当させます。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。

3 乙は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する共同生活介護サービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。

- 1) 甲の心身の状況等の変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合。
- 2) 甲が介護計画の変更を希望する場合。

4 乙は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲に対し説明し、その同意を得るものとします。

第4条（共同生活介護サービスの内容及びその提供）

乙は、介護計画に沿って、別紙重要事項説明書に記載した内容の共同生活介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための介護計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3 乙は、甲の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

4 甲は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第5条（協力義務）

甲は、乙が甲のために共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力するものとします。

第6条（身体的拘束その他の行動制限）

乙は、甲自身、乙の従業員又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束など甲の行動を制限しません。

第7条（守秘義務等）

乙、サービス従事者又は従業員は、共同生活介護サービスを提供する上で知りえた甲に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 乙は、第16条（退去時の援助）に定める甲の円滑な退所のための援助を行う場合に、甲に関する情報を提供できるものとします。

第8条（緊急時の対応）

乙は、甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や乙の協力医療機関及び甲の身元引受人に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第9条（事故発生時の対応及び損害賠償）

乙は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 乙は損害賠償保険に加入し、乙の責に帰すべき事由によって、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害の程度、過失割合に応じて、保険の範囲内（対人対物賠償5千万円）で補償を行います。
- 3 甲の責に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲は乙に対して、その損害を賠償するものとします。

第10条（苦情対応）

乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した共同生活介護サービスについて、甲から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲が苦情申し立てを行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

第11条（費用）

乙が提供する共同生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する共同生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものはそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、サービス利用料金及び食費・家賃・管理費について、介護給付費体系の変更や経済状況の著しい変化その他やむをえない事由等があった場合、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。その場合、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

第12条（契約者(甲)の施設利用上の注意事項等）

甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。

- 2 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、乙及びサービス従事者は甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、乙は、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 甲は、甲が乙の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 甲は、居室に造作・模様替えをするときは、乙に対して予め書面によりその内容を届け出て、乙の承認を得ることとします。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は甲の負担とします。

第13条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1) 甲が要介護認定において自立又は要支援1となったとき。
- 2) 甲が死亡したとき。
- 3) 乙が事業休止、廃止をするとき

第14条（契約者(甲)からの解除）

甲は、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の1カ月前までに乙に通知するものとします。

第15条（事業者(乙)からの解除）

乙は、甲が次の各号に該当する場合は、1カ月以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 1) 甲が正当な理由なく利用料その他乙に支払うべき費用を2カ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- 2) 甲が当該共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- 3) 甲に1ヶ月以上の入院治療が見込まれる場合や常時の医療処置・看護が必要となった場合。
- 4) 甲が他の利用者や乙の従業員に危害を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。

第16条（退去時の援助）

甲が当共同生活住居を退去するときは、乙は、退去後の甲の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

第17条（清算）

本契約が終了・解除される場合において、甲は、甲に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3項（甲の施設利用上の注意事項等）その他の条項に基づく義務を履行した上で、甲の居室を明け渡すものとします。

- 2) 甲は、契約終了日までに甲の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を乙に対し支払うものとします。
- 3) 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第18条（残置物の引取等）

乙は、本契約が終了した後、甲の残置物がある場合には、甲にその旨連絡するものとします。

- 2) 甲は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、甲は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに乙にその旨連絡するものとします。
- 3) 乙は、前項但書の場合を除いて、甲が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を廃棄処分いたします。その廃棄に係る費用は甲の負担とします。

第19条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲及び乙の協議により定めず。

第20条（契約期間）

この契約の開始は 令和 年 月 日からとします。

以上の契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙は記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 (甲)	私は、以上の契約の内容につき第1条から第20条までの説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約の定めるところに従い、貴施設において各種サービスを利用することを申し込めます。			
	住所			
	氏名	印		
	電話番号		携帯電話	
署名 代行者	私は、下記の理由により、甲に代わって上記の署名を行いました。 理由 () 私は甲の契約の意思を確認しました。			
	住所			
	氏名	印	続柄	
身元 引受人	私は以上の契約の内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。			
	住所			
	氏名	印	続柄	
	電話番号		携帯電話	
事業者 (乙)	当事業者は、認知症対応型共同生活介護サービス事業者として甲の申し込みを受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に、責任をもって行います。			
	所在地	名古屋市中川区高畑二丁目274番地		
	事業者名	医療法人 純正会 グループホーム サンハウス荒子		
	代表者氏名	理事長 山本 俊勇	印	